

大船渡地方振興局長告示第9号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定相談支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年5月7日

大船渡地方振興局長 高橋 克雅

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0330300013	地域活動支援センター星雲	大船渡市猪川町字下権現堂 101番地1	大船渡市盛町字東町11番地12	平成20年4月1日